

パワハラを受けて困っています

【質問】

転勤してきた店長からミスをしたことをきっかけに、自分だけがみんなの前で頻りに怒鳴られています。昼休憩時間もおかまいなしに説教されています。同僚たちは店長の言動はいきすぎだと言ってくれますが、だれも店長が怖くて何も言うことはできません。このごろ店長と顔を合わせるのが怖く、夜も眠れなくなりました。病院に通って治療していますが、出勤できないこともあります。どうしたらよいでしょうか。

【答え】

職場で行われるパワーハラスメントは法律で定義づけられているわけではありません。厚生労働省がまとめた職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。(例：暴行、暴言、仲間外し、無視、仕事を与えないなど)上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

パワーハラスメントは被害者の名誉・プライバシーなどの人格を侵害する不法行為であり、加害者は損害賠償責任を負うことがあります。

また、加害者だけでなく、会社には労働契約上、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ働くことができるように配慮する義務がありますから、ハラスメントを放置しておく、安全配慮義務違反として会社も法的責任を問われることがあります。

職場でパワーハラスメントを受けている場合は、証拠を記録しておくことが大切です。いつ、だれが、どのように行ったのか、その場に居合わせた人などできるだけ詳しく記録しておきます。店長に直接、パワハラ行為をやめてほしいと言うことが難しい場合は、証拠を踏まえて本社に相談し職場環境の改善や配置転換を求めましょう。それでも改善されない場合は労働局や弁護士、社労士などの専門機関に相談しましょう。

パワーハラスメントを受けて心身に不調がある場合は医師の診断を受け、診断書を提出して会社の病気休暇・休職制度を利用する、休暇・休職制度がないときは有給休暇をとるなどして心身の回復を図ることも考えましょう。

また、病気やケガのために会社を休み、給料を受けられない場合には健康保険から傷病手当金が支給されます。会社の証明と医師の証明が必要になりますので、手続き等について会社に相談してみましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- パワーハラスメントの言動を記録して証拠を確保
- 社内の相談窓口や相談機関に相談する
- 心身に不調がある場合は早めに医療機関を受診